

2.各種加算

(1)全利用者が対象となる加算

名 称	金 額			条 件
	1割	2割	3割	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日	44円	66円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合
夜間職員配置加算(Ⅲ)	15円/日	30円	45円	夜勤帯に喀痰吸引等を行える介護職員又は看護職員を配置
看護体制加算(Ⅰ)	4円/日	8円	12円	常勤の看護師を1名以上配置
看護体制加算(Ⅱ)	8円/日	16円	24円	看護職員を基準以上配置、かつ協力病院と24時間連携体制を確保
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	施設サービス費＋各種加算(食費・居住費以外)単位数の1000分の140(14.0%)を加算			

(2)該当者が対象となる加算

名 称	金 額			条 件
	1割	2割	3割	
送迎加算	184円/回	368円	552円	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行う場合
療養食加算	8円/回	16円	24円	医師の指示(食事箋)に基づき、腎臓病や糖尿病等の治療食を提供した場合
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	240円	360円	65歳未満の認知症診断ある方を受け入れた場合で65歳に到達する前々日まで加算
医療連携強化加算	58円/日	116円	174円	ある一定の状態にある方で、看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合であって、急変の早期発見等のため、看護職員による定期的な巡回を行い、緊急やむを得ない場合の対応にかかわる取り決めをし、急変時の方針について利用者から同意を得ている場合 ※一定の状態:喀痰の吸引の実施、人工膀胱又は人工肛門の処置、経鼻胃管等の経腸栄養が行われている、褥瘡治療の実施等
緊急短期入所受入加算	90円/日	180円	270円	利用者の状態や家族の事情により、介護支援専門員が、緊急にショートステイの利用が必要と認め、居宅サービス計画に位置付けられていないショートステイを緊急で利用した場合、7日～14日を限度に加算
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	400円	600円	認知症の行動や症状が現れて緊急に短期入所生活介護が必要と医師が認めたご利用者に対して、介護支援専門員や受け入れ事業所等と連携しながら受け入れをした場合、7日を限度に加算

(3)該当者が対象となる減算

名 称	金 額			条 件
	1割	2割	3割	
長期利用者減算	▲30円/日	▲60円	▲90円	同一の事業所を連続して31日を超える利用をした場合(32日目以降)

※連続利用された場合、31日目は実費負担となります。

3. その他の費用

費 用	金 額	内 容
施設サービス費の全額	実 費	連続して利用をした場合、31日目毎の施設サービス費
特別な食事	実 費	献立以外の食事や、食品の追加希望がある場合
医療的ケア備品	実 費	たん吸引や経管栄養など医療的ケアに必要な備品のうち、安全性や衛生面から共用に適さないもの。医療保険適応になる場合はその負担割合に応じた費用
理美容代	実 費	カット・髭剃り、カットのみ、髭剃り
クリーニング代	実 費	洗濯場で洗濯できない服等をクリーニングに出す場合
日常生活用品等の購入代行	実 費	希望により、日用品の購入代行を行う場合
レクリエーション等費用	実 費	外出時のおやつ代等
自己選択によるサービス費用	実 費	自己選択によりかかった諸経費

<利用者負担限度額認定段階>

(日額)

利用者負担限度額	対象者	食費の上限額	居住費の上限額	
			個室	多床室
第1段階	・生活保護を受給している方等 ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方	300円	320円	0円
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ・預貯金額が単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下の方	600円	420円	
第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税でかつ利用者負担第2段階以外の方で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方 ・預貯金額が単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下の方	1,000円	820円	370円
第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税でかつ利用者負担第2段階以外の方で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が120万円を超える方 ・預貯金額が単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下の方	1,300円		
非該当	・上記以外の方 ・上記に該当していても預貯金、有価証券等の合計金額が一定額以上の方	1,445円	1,171円	855円

<高額介護サービス費>

・高額介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。一般的な所得の方の制限は44,400円です。

区 分	負担上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円以上)	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円以上)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(世帯)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)